

国立大学法人高知大学全学教員人事審議会規則

平成 20 年 10 月 22 日
規則 第 38 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学全学教員人事審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 審議会は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の教育、研究、社会貢献、医療、管理運営等を円滑に実施するために、国立大学法人高知大学組織規則第 8 条第 2 項に定める教員のうち大学教員（以下「教員」という。）の人事を全学的な立場から審議及び決定すること、並びに国立大学法人高知大学教員選考規則第 6 条第 1 項に基づく教員の選考に関し、公正かつ厳正な審査を行い、本学の理念に沿った人材の確保を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（非常勤の理事を除く。）
 - (2) 教育研究部長
 - (3) 全学教育機構長
 - (4) センター連絡調整会議議長
 - (5) 共通教育主管
 - (6) 教育研究部会議から推薦された者 2 人
 - (7) 全学教育機構会議から推薦された者 2 人
 - (8) その他議長が必要と認めた者
- 2 審議会に議長を置き、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。
 - 3 議長は、審議会を招集する。
 - 4 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
 - 5 第 1 項第 6 号から第 8 号までの委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、

委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 審議会は、教員の人事に関する次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 教員配置に関する事項
- (2) 学部教育、大学院教育、共通教育及びセンター業務を担当する教員数に関する事項
- (3) 選考審査に関する事項
- (4) 採用及び昇任等の方針及び基準に関する事項
- (5) その他教員の人事に関し必要な事項

(審査)

第5条 前条第3号に係る選考審査は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 教員選考の理念及び理由
- (2) 教員選考に係る公募等の条件及び応募資格等
- (3) 候補者の選考過程及び結果
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 前項の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(議事)

第6条 審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事及び審査の判定は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて、部会を置くことができる。

(役員会への具申)

第9条 審議会の審議については、役員会に具申するものとする。

(事務)

第10条 審議会の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定め

る。

附 則

- 1 この規則は平成 20 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される第 3 条第 1 項第 11 号から第 13 号までの委員の任期は、第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 81 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 116 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 163 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 113 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。